

基本事件 令和2年(ワ)第29号
同第172号、同第197号、同第348号、同第509号
令和3年(ワ)第254号、同263号
令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件
原告 入江 須美 外31名
被告 国 外2名

準備書面23

2024年9月9日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人	弁護士	奥島	直道	
	同	草薙	順一	
	同	西嶋	吉光	
	同	加納	雄二	
	同	湯川	二郎	
	同	八木	正雄	
	同	山中	真人	
	同	水野	泰孝	



第1 国家賠償法の根拠規定について

原告は、被告国との関係において、堤防整備の瑕疵（過失）を主張している。すなわち、西予市野村町中心地区の肱川の管理をしている愛媛県は、野村地区の堤防について、野村ダムの基本計画に基づき、野村ダムからの毎秒1000 m³の放流に耐えるよう、他の支流からの流量を加えて、毎秒1260 m³の流下能力を確保するための堤防整備を行うべきであり、被告国は、かかる堤防整備を指導監督すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったものである。

これは、堤防自体の瑕疵を問うものであると同時に、毎秒1260 m³の流下能力を確保するための堤防整備が確保されるように指導監督すべき義務の違反を問うものである。

よって、この主張の根拠条文は、国家賠償法第1条及び第2条である。

以上